

函 保 地

令和 7 年（2025 年） 7 月 1 7 日

報 道 機 関 各 位

市立函館保健所地域保健課長

令和 7 年度献血運動推進協力団体等厚生労働大臣表彰状の
伝達式の実施について

このことについて、表彰状の伝達式を行いますので、報道・取材方よろ
しくお願いいたします。

記

- 1 伝 達 日 時 令和 7 年 7 月 2 8 日（月） 1 4 : 0 0 ～
- 2 伝達式会場 医療法人雄心会 函館新都市病院
4 階 応接室および講堂
（函館市石川町 3 3 1 - 1）
- 3 受 賞 団 体 医療法人雄心会 函館新都市病院
- 4 そ の 他 表彰の趣旨および受賞団体の功績等については、
別紙のとおり

〔 地域保健課 薬事担当：村上
TEL 0138-32-1513 FAX 0138-32-1505
hc-iyaku@city.hakodate.hokkaido.jp 〕

1 趣 旨

献血運動の推進に関し積極的に協力し、他の模範となる実績を示した会社、事業所、地域組織、学校等（以下「団体」という。）または個人に対し、厚生労働大臣の表彰状または感謝状の贈呈を行い、もって一層の献血運動の推進に寄与することを目的とする。

2 贈呈対象者の選考基準等

（1）厚生労働大臣表彰状

献血運動の推進に関し、次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で、他の模範と認められる団体又は個人。

※原則、過去に献血運動に関し厚生労働大臣感謝状（厚生大臣感謝状）を受けたことのある団体又は個人。

- ・通算 20 年以上、献血に協力している団体
- ・献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、多大の功績が認められる団体又は個人。ただし、その期間が、団体については通算 20 年以上、個人については通算 30 年以上で年齢 50 歳以上とする。

（2）厚生労働大臣感謝状

献血運動の推進に関し、次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で、他の模範と認められる団体又は個人。

- ・通算 10 年以上、献血に協力している団体
- ・献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、多大の功績が認められる団体又は個人。ただし、その期間が、団体については通算 10 年以上、個人については通算 20 年以上であること。
- ・献血受入施設の整備等に積極的に協力している団体又は個人。

3 令和 7 年度 道内被贈呈団体数

- ・厚生労働大臣表彰状 1 団体（函館市：医療法人雄心会 函館新都市病院）
- ・厚生労働大臣感謝状 4 団体（函館市：該当なし）

4 被表彰者の献血運動に関する功績内容

（1）医療法人雄心会函館新都市病院

- ・平成18年 北海道社会貢献賞（献血推進功労者） 受賞
 - ・平成24年 献血運動推進協力団体等厚生労働大臣感謝状 受賞
- ※30年以上に渡り献血活動を実施していることから、常に安定した協力が得られており、その功績は多大である。